

催涙ガス器具の使用および取扱いに関する訓令（昭43.1.11警察庁訓令第1号）

施行 昭43.1.11

改正 昭44.11.13 警庁訓12、平13.12.1 警庁訓15

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察官の催涙ガス器具の使用および取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、「催涙ガス器具」（以下「ガス器具」という。）とは、催涙ガス若しくは催涙剤（一時的に人に催涙させる作用を有するもので、警察庁長官（以下「長官」という。）が別に定めるものをいう。）を放散するたま若しくは筒又はこれらのたま若しくは筒を発射し、若しくは催涙ガス若しくは催涙剤を放散する器具をいう。

2 この訓令において、「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条ただし書第1号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる凶悪な罪」をいう。

3 この訓令において、「所轄庁」とは、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）第2条第1項に規定する所轄庁をいう。

第2章 使用等

（ガス器具を使用することができる場合）

第3条 警察官は、犯人の逮捕もしくは逃走の防止、自己もしくは他人に対する防護、公務執行に対する抵抗の抑止または犯罪の制止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、ガス器具を使用することができる。

2 前項の場合において、警察官は、次の各号の1に該当する場合を除き、相手方に危害を与えるおそれのある方法でガス器具を使用してはならない。

(1) 刑法第36条（正当防衛）または同法第37条（緊急避難）に該当する場合

(2) 凶悪な罪を現に犯し、もしくはすでに犯したと疑うに足りる十分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、もしくは逃亡しようとするときまたは第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、または逮捕するためにやむをえないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

(3) 逮捕状により逮捕する際または勾引状もしくは勾留状を執行する際その本人がその者

に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、もしくは逃亡しようとするときまたは第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、または逮捕するためにやむをえないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

（部隊組織により行動する場合の使用）

第4条 警察官が部隊組織により行動する場合においてガス器具を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

（使用の場合の予告）

第5条 ガス器具を使用しようとするときは、状況が急迫であつて、特に警告するいとまのないときを除き、あらかじめガス器具を使用することを相手方に警告しなければならない。

（使用の場合の留意事項）

第6条 警察官は、ガス器具を使用する場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するようにしなければならない。

- (1) 相手方以外の者に対する影響を最小限度にとどめるように配慮すること。
- (2) 事案の性質、地形および地物の状況、屋内外の別、気象条件等を総合的に考慮し、これに即応したガス器具の使用方法を選定すること。
- (3) ガソリンその他引火しやすい物に近い場所においては、火災予防に注意すること。
- (4) たままたは筒を投げ、または発射するにあつては、その到達地点を見定めるとともに、その効果の確認を怠らないようにすること。

（使用の報告）

第7条 警察官は、ガス器具を使用したときは、すみやかにその状況を所属長を経由して所轄庁の長に報告しなければならない。

- 2 第4条本文の規定によるガス器具の使用についての前項の報告は、命令を発した部隊指揮官が行なうものとする。
- 3 所轄庁の長（長官を除く。）は、第1項の報告を受けたときは、催涙ガス器具使用報告書（別記様式第1）により、ただちに長官に報告しなければならない。

第3章 保管等

（管理）

第8条 ガス器具の管理については、法令に定めるところによるほか、この訓令の定めるところによる。

（管理責任者）

第9条 所轄庁の長は、所属の警察官の中からガス器具の管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、命ぜられた部署におけるガス器具の管理の責めに任ずる。

(取扱い責任者)

第10条 管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中からガス器具の取扱い責任者を指定することができる。

2 取扱い責任者は、管理責任者の命を受け、ガス器具の保管の責めに任ずる。

(保管)

第11条 管理責任者は、催涙ガス器具出納簿（別記様式第2）を備えてガス器具の出納状況を記載し、常にその保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 管理責任者は、ガス器具の保管について、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) かぎのある保管庫に保管するとともに、自然発火、誘爆、損傷等のないように取扱うこと。

(2) 平素の手入れを徹底するとともに、直射日光または湿気を遠ざけること等により常に良好な状態で保管し、いつでも使用できるようにしておくこと。

(交付等)

第12条 ガス器具の交付は、管理責任者が、所轄庁の長の命令により、警察官に対してしなければならない。ただし、やむをえない事由があつて、所轄庁の長の命令を受けるとまがない場合は、この限りでない。この場合においては、事後すみやかに所轄庁の長に報告しなければならない。

2 ガス器具の交付を受けた警察官は、交付を受けたガス器具について、亡失し、または損傷しないようにしなければならない。

3 ガス器具の交付を受けた警察官は、使用の必要がなくなつたときは、そのガス器具を管理責任者にすみやかに返納しなければならない。

(亡失、損傷の報告)

第13条 警察官は、ガス器具を亡失し、または損傷したときは、ただちにその状況を管理責任者を經由して所轄庁の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所轄庁の長（長官を除く。）は、催涙ガス器具事故報告書（別記様式第3）により、ただちに長官に報告しなければならない。

附則

1 この訓令は、昭和43年1月11日から施行する。

2 ガス器具使用及び取扱規程（昭和27年国家地方警察訓第49号）およびガス器具の種類を定める訓令（昭和40年警察庁訓令第16号）は、廃止する。

附則（昭和44年11月13日警察庁訓令第12号）

この訓令は、昭和44年11月13日から施行する。

附則（平成13年11月30日警察庁訓令第15号）

この訓令は、平成13年12月1日から施行する。